

[事案 24-137] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 5 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

乗合募集代理店を窓口として契約した終身介護保険について、不適切な勧誘を理由に、既払込保険料と受領済みの解約返戻金との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 12 月、終身介護保険に加入した。申込みの際、平成 24 年から生命保険料控除制度が改定となることから、介護医療保険料控除の対象となる保険を希望したにもかかわらず、募集人は、本契約を介護医療保険料控除の対象保険であると虚偽の説明をした。不適切な勧誘があったため、また、本契約が介護医療保険料控除の対象となる保険でなければ自分は加入しなかったことから、本契約を取消し、既払込保険料と受領済みの解約返戻金との差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、改定される保険料控除に関する説明はしたが、申立人より、介護医療保険料控除の対象となる保険を希望するとは伝えられておらず、そのため、本契約が介護医療保険料控除の対象となる保険であるとの誤った説明はしていないので、契約の取消しに応じる理由はない。申立人は介護医療保険料控除の対象となる保険でなければ加入しなかったと主張するが、その動機が表示されていないので、錯誤による無効の主張は認められず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った結果、申立人、募集人相互に申込み時に行き違いがあったのであれば和解の余地があると判断して、当事者双方に和解案の提示を行ったところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。